

ハローワークの地方分権に係る 状況について



平成27年 8 月
厚生労働省 職業安定局
公共職業安定所運営企画室

「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」〔ポイント〕（H27.6.30 全国知事会）

○全国知事会は平成22年以来、ハローワークの地方移管を提案（「ハローワークは地方移管でこう変わる」（H22.11.10全国知事会）etc.）

地方移管の効果

①就職相談から職業紹介まで一貫した支援 ②生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供 ③身近な場所で継続的な支援 ④企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開

○国では一体的実施（H23.6-）、ハローワーク特区（H24.10-）を「3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」（「アクション・プラン」（H22.12.28閣議決定））

○さらにハローワークの求人情報のオンライン提供（H26.9-）を開始した上で、これらの取組の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。」（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（H27.1.30閣議決定））

全国知事会としても、成果と課題を検証し、結果をとりまとめる。国においても、成果と課題の検証を早急に行うよう求める。

一体的実施 → 37団体

成果 上記の **地方移管の効果** を実証

- ①就職相談から職業紹介まで就職に関する一貫したサービスの提供 ⇒全37団体が実施
◆利用者一人一人の状況に応じたきめ細かいカウンセリングを行い、職業紹介まで一貫したサポート
- ②生活・子育て支援など求職者に対する総合的な支援の提供 ⇒21団体が実施
◆退職後の生活困窮者に、住居確保・生活資金等の相談や職業相談・職業紹介を同一コーナーで実施
- ③身近な場所における継続的な支援の実施 ⇒29団体が駅至近地で実施、18団体が託児サービス
◆女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、子供同伴の利用者が3割以上に
- ④産業政策と連携した雇用政策の実施 ⇒4団体で中小企業の人材確保支援等を実施
◆求職者の特性に合わせた企業説明会を年間200回以上開催
◆専門性を有する高齢者と県内企業をマッチング（登録1,346人、就職決定779人）

課題 国と地方自治体の寄合所帯で、地方自治体の意向が十分に反映されない

- ①一体的実施施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない（10団体）
◆国側と県側で利用者情報の共有不十分、利用者が説明に二度手間
- ②一体的実施におけるハローワークの就職実績の把握が県側では困難（14団体で就職人数のみ）
◆進捗管理に必要な就職者の年齢等の詳細情報は、国から提供されない
- ③一体的実施における国側サービスの拡大が進まない
（雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付等）（13団体で拡大希望）
◆雇用保険や職業訓練の手続きは、改めてハローワークに足を運ばなければならない

<特区>で
一定の改善

ハローワーク特区 → 2団体（埼玉県、佐賀県）

成果 上記の **地方移管の効果** を実証

- 一体的実施の①～④と同様の成果に加え、
- ◆同じ職員による一貫した支援や国・県によるチーム支援で就職者数が増加
 - ◆職業紹介に加え、若者・女性等のカウンセリングや生活・住宅相談等を一体的に実施し、利用者の4割が複数のコーナーを利用
- ①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービスの融合促進
◆人事交流により協議等が円滑化（→3か月以内の早期就職支援サービス導入等）
 - ②就職相談から紹介まで同一職員による対応
◆指示権の行使により、就職相談から職業紹介まで同一相談員による支援を実現
 - ③国・県を通じたルール統一の実現（受付一本化、情報共有等）
 - ④県側による就職実績の把握

課題 地方自治体の意向の反映には限界がある

- ①都道府県知事の指示権には限界（法令・予算・定数の壁）
◆利用者の増減等に応じた職業紹介コーナーの職員体制の柔軟な変更は実現困難（定数変更が必要）
◆県の意向による職業紹介までの一貫した支援は実現困難（国から県に職業紹介業務の移管が必要）
- ②新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応に限界（予算を伴う職員体制の変更等は困難）
◆開所時間の延長を求めたが、現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まる

ハローワーク地方移管の早期実現を

- 一体的実施、ハローワーク特区の上記の成果は、全国知事会がこれまで指摘してきたハローワークの **地方移管の効果** を実証。
- 一体的実施、ハローワーク特区には、上記の課題のとおり限界あり。これらの課題は、都道府県がハローワークの移管を受けることによって解決可能。

ハローワーク地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

【一体的実施、ハローワーク特区】

- ①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長 ⇒ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべき。
- ②ハローワーク特区の実施箇所拡大 ⇒手挙げ方式による実施箇所の拡大、県内1か所に限定せず複数又は県域全体のハローワークでの実施ができるようにするべき。
- ③国の意思決定の迅速化 ⇒利用者の立場に立った運営の改善などの地方自治体からの提案に迅速に対応するべき。
- ④一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供 ⇒就職決定者の男女、年代等属性別人数や個人別の就職状況などの詳細情報を毎月速やかに地方に提供するべき。
- ⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大 ⇒雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワーク0Bの嘱託職員等の配置も検討するべき。
- ⑥ハローワーク特区の内容充実 ⇒実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにするべき。

【ハローワーク求人情報のオンライン提供】

- ①提供される求人情報の数・内容の充実 ⇒地方自治体に提供する求人情報件数の増大、ハローワーク職員用端末と同等の情報内容の提供（求人事業所情報等）をするべき。
（ハローワーク職員用端末と比べ、提供されている求人情報数は半分程度。内容も絞られ、求人事業所情報等は除外されている。）
- ②地方が開拓した求人情報の反映 ⇒地方が独自の産業政策や求人開拓を通じて受け付けた求人情報もハローワークの求人情報システムに反映できるようにするべき。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」 （抄）

（平成27年1月30日閣議決定）

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(1)職業安定法(昭22 法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60 法88)

公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。

- (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(以下「一体的実施」という。)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。
- (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

(9)雇用保険法(昭49 法116)

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。